

妊娠を家族に相談できない。
今後のお金のことが心配。
お困りがあればまずは
ご相談ください。



善通寺市低所得の妊婦に対する

初回産科受診費用助成事業について

善通寺市では、低所得の妊婦さんが、妊娠の判定を受けるために初めて医療機関等を受診した費用について助成します。

対象者

初回産科受診をした日及び申請日において善通寺市内に住所を有する者で以下のすべてに該当する者

1. 本人及び本人と同一世帯に属する者（別世帯であるが、本人と生計を一にする場合を含む。）の当該年度の住民税が非課税であるもの
2. 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、必要に応じて受診した医療機関と市が連携して支援を行うことに同意するもの

助成内容

初回の産科受診に要した費用のうち 上限 1万円

※妊娠判定に要する1回目の診察・検査（保険診療の自己負担分や妊婦健康診査を除く）の費用が対象です。

申請の流れ

1. 産科医療機関を受診し、初回産科受診費用を支払い、領収書・明細書を受け取る。
2. 必要な書類（下記）を揃えて、子ども課窓口へ提出してください。
3. 後日、市から決定通知書が届きます。交付決定後、3週間程度で指定の振込口座へ助成金が振り込まれますので、通帳等をご確認ください。

申請に必要なもの

1. 善通寺市初回産科受診費用助成申請書兼請求書
2. 初回産科受診に要した費用の分かる領収書及び明細書の原本
3. 申請者名義の振込先が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）
4. 所得課税証明書（住民登録が1月1日時点で善通寺市外にある場合）

申請期限

初回産科受診日より3か月以内

お問合せ先
善通寺市保健福祉部 子ども課
☎ 0877-63-6365